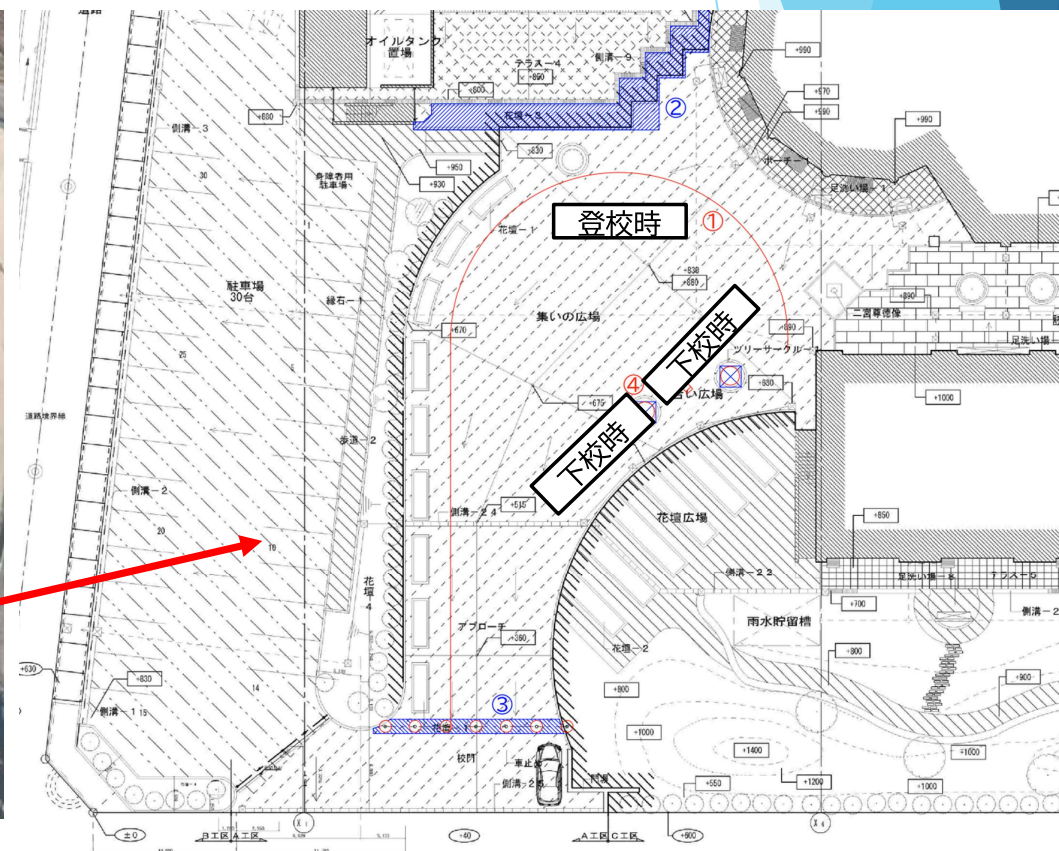
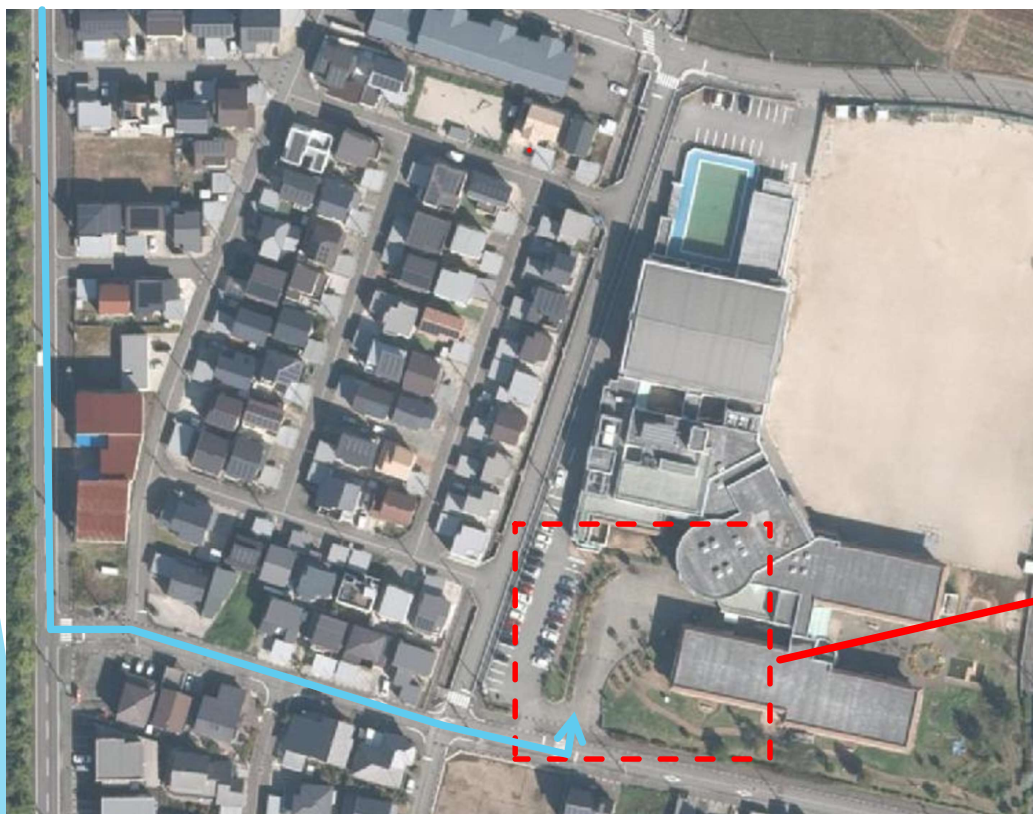


スクールバスの運行について

(その他報告)

大広田小学校のスクールバス乗降場所

当初予定していた北側駐車場から、正面玄関前に乗降場所を変更する。
徒歩通学の児童とバスの接触を避けるため、ガードフェンスを設置する。



運行基本方針の策定について

令和8年4月の市内各地における学校統合を契機に、スクールバスの運行が増加することから、児童生徒の安全確保と効率的なバス運行を行うため、市内全域を対象とした運行基準（ルール）を設定し、スクールバス等の利用者や運行事業者を含めた関係者の役割や責任を明確化するもの。

（１）スクールバスの運行【主に市教委や学校】

- ① 運行日数（例：休業日を除いた210日程度）
- ② 乗降場所（例：児童生徒の居住地により、市教委が指定する。）
- ③ 乗り遅れや乗り過ごし時の対応

（２）輸送の安全【主に運行事業者や市教委】

- ① 運行管理や点検の実施（例：道路運送法に準拠する。）
- ② 交通法規の順守
- ③ 交通事故や災害発生時、遅延時の対応

（３）保護者・児童向け利用案内

- ① 利用申請や変更・利用廃止、乗降場所の指定
- ② 車内におけるマナー
- ④ 乗り遅れ・乗り過ごし時の対応

ラッピングデザインワークショップ

7月26日・27日に大広田小学校や水橋学園で使用するスクールバスのデザインを子どもたちに考えてもらうバスラッピングデザインワークショップを開催。デザイン調整等を行い、令和8年1月末頃の完成を予定。

